

計量法（平成４年法律第５１号）第１３５条第１項の規定に基づき、指定校正機関を次のように指定したので、同法第１５９条第１項第１８号の規定に基づき公示する。

令和４年８月１７日

計量法第１３５条第１項に規定する指定校正機関の指定

特定標準器による校正等の業務の範囲	指定校正機関の名称及び住所	特定標準器による校正等を行う事業所の名称及び所在地
揮発性有機化合物１４種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、１，１－ジクロロエチレン、ジクロロメタン、 <i>c i s</i> －１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、１，２－ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 <i>c i s</i> －１，３－ジクロロプロペン、 <i>t r a n s</i> －１，３－ジクロロプロペン、塩化ビニル及び <i>t r a n s</i> －１，２－ジクロロエチレンの各濃度が１体積百万分率のもの	一般財団法人化学物質評価研究機構 東京都文京区後楽一丁目四番二十五号	東京事業所 埼玉県北葛飾郡杉戸町下高野千六百番地
チタン標準液であって、濃度が１グラム毎リットルのもの		

計量法（平成４年法律第５１号）第１３５条第２項の規定に基づき、同項第１号の特定標準器による校正等を行う者、同項第２号の特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質及び同項第３号の特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質を次のように公示する。

令和４年８月１７日

計量法第１３５条第２項の規定に基づく特定標準器による校正等を行う者等の表

特定標準器による校正等を行う者	特定標準器による校正等を行う計量器又は標準物質	特定標準器による校正等に用いる特定標準器等又は特定標準物質
一般財団法人化学物質評価研究機構	揮発性有機化合物１４種混合標準ガスのうち窒素希釈のものであって、１，１－ジクロロエチレン、ジクロロメタン、 <i>c i s</i> －１，２－ジクロロエチレン、１，１，１－トリクロロエタン、１，１，２－トリクロロエタン、四塩化炭素、ベンゼン、１，２－ジクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、 <i>c i s</i> －１，３－ジクロロプロペン、 <i>t r a n s</i> －１，３－ジクロロプロペン、塩化ビニル及び <i>t r a n s</i> －１，２－ジクロロエチレンの各濃度が１体積百万分率のもの	揮発性有機化合物１４種混合標準ガスであって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準ガス製造用精密天びん、標準ガス調製装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの
	チタン標準液であって、濃度が１グラム毎リットルのもの	チタン標準液であって、一般財団法人化学物質評価研究機構が保管する標準液製造用精密天びん、超純水製造装置及び分析計測装置を用いて製造されたもの
国立研究開発法人産業技術総合研究所	吸収線量を計量する計量器を校正するために用いられる水吸収線量用電離箱式線量計であって１グレイ以上１００グレイ以下の一定の水吸収線量（公称加速電圧が９メガボルト、１２メガボルト、１５メガボルト及び１８メガボルトで加速された電子により生じた電子線の水吸収線量をいう）を計量するもの	グラファイトカロリメータであって、国立研究開発法人産業技術総合研究所が保管するもの

計量法（平成４年法律第５１号）第１３５条第２項の規定による公示に係る特定標準器等を用いて行う計量器の校正をすることができなくなったので、これを取りやめる旨を同条第３項の規定に基づき次のように公示する。

令和４年８月１７日

取りやめに係る特定標準器等を用いて計量器の校正を行う者	取りやめに係る特定標準器による校正等を行う計量器	取りやめに係る特定標準器等
日本電気計器検定所	電圧発生装置又は電圧測定装置であって、校正範囲が１ボルト以上１０ボルト以下のものであり、かつ、精度が０．５ピーピーエムより低いもの	ジョセフソン効果電圧測定装置であって日本電気計器検定所が保管するもの